

# 官報

平成十三年三月十六日

## ○第一百五十一回 衆議院会議録 第十四号

平成十三年三月十六日(金曜日)

午後零時三十二分開議  
○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

午後零時三十分開議  
○議長(綿貫民輔君) 第六号

第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定に関する法律案(内閣提出)

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○堀込征雄君 大だいま議題となりました両法案について申し上げます。

〔賛成者起立〕

委員会におきましては、三月八日谷津農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十五日政府に対する質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理または乳製品の製造施設について、農林漁業金融公庫が、乳業者に対し、長期低利資金を融通する臨時措置をさらに五年を限り延長するとともに、融資の対象として、牛乳または乳製品の流通施設を加えようとするものであります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨十五日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、意欲ある担い手に対して経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫資金制度の見直しを行うとともに、財投改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月八日谷津農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十五日政府に対する質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理または乳製品の製造施設について、農林漁業金融公庫が、乳業者に対し、長期低利資金を融通する臨時措置をさらに五年を限り延長するとともに、融資の対象として、牛乳または乳製品の流通施設を加えようとするものであります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨十五日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十一につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十二につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十三につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十四につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十五につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十六につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十七につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。





環境事業団が処理施設を建設し、中小企業に毎年五十億円の補助金を与えるというのが今回の法案の改正であります。

さて、この環境事業団は何をしていましたか。国立公園の中にホテルをつくる事業をしておりました。何とも不思議な事業でござりますが、国立公園の中にホテルをつくる、第三者に譲渡するという仕事をしておりました。しかし、岡山県の五野市にホテルをつくって、第三セクターに譲渡する予定が、第二セクターが倒産いたしました。七年間、このホテルは国立公園の中に野ざらしになつております。環境事業団の仕事がなくなつてしまひました。

そして、今回、この環境事業団は、かつてP.C.Bについて一度も、知識も経験もない事業團であります。ここに、一基四百億円という事業費を使つて全国に五カ所から六カ所つくる、すべてで二千億円、そして、年間に五十億円の補助金を与える、総額七百億円、この事業をこの環境事業団がすることになりました。

まさに、この事業団が仕事がなくなつたので、これを救援するためにわざわざ仕事をつくったのではないかであります。環境大臣、お願ひいたしました。

このP.C.Bの処理事業は、今から二十年前、民間の企業が十数社、事業計画を出してまいりました。すなわち、四百億円の事業費で年間約百億円の売り上げを上げることができます。十分、ビジネスとしてペイする事業であります。二十年前には、十数社がこの事業計画を提出し、民間でぜひやりたいという計画があちこちにございました。しかし、今、この事業を国でやるという意味は一体あるのでしょうか。この事業こそ、P.F.I.、民間の資金を使って、そして公共事業を行う絶好のチャンスだと思います。

イギリスでは、十数年前よりP.F.I.が行われております。国民の税金を使わないので公共事業をする。三井物産がイギリスの地下鉄をつくっておりました。そして、タイでは、大変小さな政府です

が、地下鉄やモノレールや高速道路を、P.F.I.、民間の資金で、税金を一円も使わないでこのようないくつかの事業をしております。

今、私たちの国は財政危機、私は、本当にP.F.I.が必要なときはまさに今であると思います。環境大臣、これをぜひ検討していただきたいと思います。

今、行政が本当に掲げるべき目標は、国民の税金をできるだけ安くして、最大の行政サービスをすることではないでしょうか。今、この事業は、この法律ではその行政の目標を逸脱するものであります。ぜひ原点に戻って、大臣の答弁をお願い申し上げます。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(坂口力君) P.C.Bやダイオキシンについてのお尋ねでございました。

これらの中の物質が人の健康に与える影響につきましては、現時点では、科学的に全部解明されていなかったわけではございません。それだけに、国民の健康を確保する観点から極めて重要な課題であるというふうに思つてゐるところでございま

す。

このため、厚生労働省では、これらの物質の摂取と健康影響の因果関係を解明するために、哺乳動物を用いた実験による胎児への毒性影響、人への暴露量と健康影響の関係等につきまして、調査研究を積極的に進めているところでござります。

御指摘になりましたゴルボーン博士の見解につきましても、貴重な科学的知見の一つとしてお受けとめをさせていただいているところでござります。

そして、さらに努力をさせていただいて、化学生

的処理をする方法も今開発をし、これもいい線

のところまで来ております。こういったところも

今一生懸命努力をし、これまで努力をしてきた

ところでありますけれども、御指摘のとおり、三

十年間、一カ所もP.C.Bを処理するそういうもの

ができなかつたということは、確かに本当に大き

な問題だと思つております。

しかし、御理解いただきたいのは、決して放置

をしたことではなくて、化学処理を含めて不断の

今後とも、調査研究の推進や科学的知見の収集を通じまして、P.C.Bやダイオキシンの人に対する健康影響の早急な解明に努力をし、着実な取り組みにつなげていきたいと考えているところでござります。

今後とも努力することをお約束申し上げて、答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(平沼赳氏君) 山田議員にお答えをさせています。

山田議員も原稿をお読みになられておりましたので、私も、ところどころ、肝心なところだけは読ませていただきたい、こう思つております。

先ほど、三十年近くの間、放置していたのは人

変な責任ではないかと、四つの問題点を指摘され

ました。

ただ、一つは、一生懸命に当時の環境庁と努力

をしながら、高温焼却処理によるP.C.B処理施設の建設が事実上困難と判断された以降、すなわち平成三年ごろも、協会以外のP.C.B無害化処理の推進体制は依然として未整備の状況であつたため、P.C.B無害化処理を目的とした協会が使命を終えたことは考えられなかつた。

また、高温焼却処理によるP.C.B処理施設の建

設が事実上困難と判断された以降、すなわち平成

三年ごろも、協会以外のP.C.B無害化処理の推進

をした、こういうことじゃなくて、一部機能して

いたといふことも御理解をいただきたい、このよ

うに思つてゐるわけであります。

以上でござります。(拍手)

○國務大臣(川口順子君) 三点、お尋ねがあつたかと思います。

まず第一に、今回の計画は事業団を救うためでありますけれども、なかなか合意を得るに至らなかつた、このことは残念なことだと思っております。

そして、さらに努力をさせていただいて、化学生

的処理をする方法も今開発をし、これもいい線

のところまで来ております。こういったところも

今一生懸命努力をし、これまで努力をしてきた

ところでありますけれども、御指摘のとおり、三

十年間、一カ所もP.C.Bを処理するそういうもの

ができなかつたということは、確かに本当に大き

な問題だと思つております。

しかし、御理解いただきたいのは、決して放置

をしたことではなくて、化学処理を含めて不断の

努力をして一生懸命頑張ってきた、こうしたことだけは御理解をいただきたいと思っているわけであります。(拍手)

それからもう一つは、十五年前に役目を終わつただろう、そして、このことについての見解を聞

きたい、こういうことでございましたけれども、P.C.B協会が作成、管理してきたP.C.B使用機器の管理台帳は、厚生省が平成四年をして平成十年に全国一齊調査を実施した際に利用させていた

きました。現在まで継続されてきた管理台帳の

更新業務は、これから行われるP.C.Bの無害化処

理のために必要な業務であったと我々は認識をし

ております。

また、高温焼却処理によるP.C.B処理施設の建

設が事実上困難と判断された以降、すなわち平成

三年ごろも、協会以外のP.C.B無害化処理の推進

をした、こういうことじゃなくて、一部機能して

いたといふことも御理解をいただきたい、このよ

うに思つてゐるわけであります。

以上でござります。(拍手)

○國務大臣(川口順子君) 二点、お尋ねがあつたかと思います。

まず第一に、P.C.B対策、P.C.Bの廃棄物を早急に処理する、これを実現しまして、不明、紛失を防止するためには、国が関係自治体の協力を得ながら、必要な役割を果たす形で施設の整備や処理業務に当たることが不可欠でございます。このために、環境事業団を事業主体として活用することが最も適

当だと考えたからでございます。

今回の計画は、御指摘のよう、環境事業団を

救済するため、あるいはわざわざ仕事をつくれた

官 報 (号 外)

のではないかというお話をございましたけれども、そういうことではございません。まさに、P C B 廃棄物の早急な処理が必要なことであるからでございます。

一番目に、このような事業こそ、民間の資金と活力を利用するP E I がぴったりではないかといふお尋ねでございました。

P.C.B.廃棄物の処理につきましては、民間事業者によつてその体制を整えるべく、電気絶縁物処理協会を中心にしてきたけれども、その実現ができなかつたという経緯があることは、たゞいま平沼大臣及び山田議員御自身がおっしゃつたとおりでござります。

これもまた平沼大臣が今おっしゃられたことで、すけれども、我が国においては、カネミ油症事件という非常に不幸な事件が発生をしたという特異な問題があつたということでもございまして、これまで実現ができませんでしたのは、民間企業では、まさに商業ベースということが前に出ざるを得ないということで、施設の設置に当たつてなかなか地元住民や自治体の理解を得ることが困難だったという状況があったのではないかと私も認識をいたしております。

日本は商業ベースを基本とする民間企業とならざるを得ないことから、この事業につきましては、P-F-1事業で実施することは困難と考えております。それから二番目に、今回の法改正のように、処理施設費で一千億円以上、中小企業者への補助金で七百億円以上の税金を使うのはむだ遣いではないかというお尋ねでございました。

環境事業団がPCB廃棄物の処理事業を行實際も、これらの投資については借り入れを行いますが、施設の整備、運営に要する費用につきましては、排出事業者の処理費用によって回収をしていくということが原則でございます。

ただ、PCB廃棄物の処理に当たりましては、國民に安心をしていただきながら、その理解を得

られる形で処理をすることが必要でございます。そのため、化学的処理により処理を行う万針でおりますけれども、これは高温焼却処理に比べまして高額な処理費用がかかるということございまして、負担能力の小さい中小企業者に対しましては、処理が円滑に進むように、処理費用の負担を軽減することが必要と考えております。

このため、環境事業団に対する施設整備補助金を通じまして中小企業者の処理の原価を圧縮するとともに、さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成措置を講ずることといたしておられます。(これらの措置は、御指摘のように税金をもだ遣いするものではなくて、P.C.B.廃棄物の確実かつ適正な処理、それを速やかに進めるために必要不可欠であるということをご存じます。以上でござります。(拍手))

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席國務大臣	總務大臣	片山虎之助君
	法務大臣	高村正彥君
	厚生労働大臣	坂口力君
農林水產大臣	谷津義男君	
經濟產業大臣	平沼赳太君	
環境大臣	川口順子君	

（議決通知）

一、昨十五日、本院は、中央選舉管理委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨參議院に通知した。

中央選舉管理委員会委員		同 予備委員		忠雄君		金井 和夫君		石原 輝君	
議院運営委員		元宿		鷲野 忠雄君		仁君		浅井 美幸君	
農林水産委員		西川 洋君		松井 繁明君		鳥居 一雄君		浅井 浅井	
農林水産委員		西川 洋君		松井 繁明君		鳥居 一雄君		浅井 浅井	
七条 明君	辞任	岩倉 博文君	上川 陽子君	山本 公一君	七条 明君	林 省之介君	大谷 光寛君	根本 宮腰	辻谷 近君
	辻任	高橋 嘉信君	松野 博一君	山村 健君	林 信盛君	佐藤謙一郎君	岩倉 博文君	辻谷 近君	岩倉 博文君
	辻任	高橋 嘉信君	岡下 信子君	福井 照君	中本 太衛君	中本 太衛君	高橋 嘉信君	高橋 嘉信君	高橋 嘉信君
	辻任	高橋 嘉信君	平岡 秀夫君	中本 太衛君	平井 卓也君	岡下 信子君	岩倉 博文君	岩倉 博文君	岩倉 博文君
	辻任	高橋 嘉信君	平岡 秀夫君	中本 太衛君	中本 太衛君	中本 太衛君	高橋 嘉信君	高橋 嘉信君	高橋 嘬君
	辻任	高橋 嘬君							
森 英介君	補欠	中本 太衛君	岡下 信子君	福井 照君	岩倉 博文君				

債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外六名提出、衆法第八号)　法務委員会　付託  
労働時間の短縮の促進に関する臨時増設法の一  
部を改正する法律案(内閣提出第一四号)  
経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進  
するための雇用対策法等の一部を改正する等の  
法律案(内閣提出第二二号)  
以上二件　厚生労働委員会　付託  
(議案送付)  
、昨上五日、参議院に送付した本院提出案は次  
のとおりである。  
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置  
かれる支部図書館及びその職員に関する法律の  
一部を改正する法律案

(議案提出) 、昨十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
(農林水産委員長提出)

國立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程案(議院運営委員長提出)

(議案付託) 一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融機関等が有する根抵当権により担保される

、昨十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案  
新産業都市建設促進法等を廃止する法律案  
関税定率法等の一部を改正する法律案  
環境省設置法の一部を改正する法律案  
、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる文部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員会提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

右  
国会に提出する。

平成十二年二月十九日

内閣総理大臣 森 韶朗

(農林漁業金融公庫法の一部改正)  
法律案

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

日本中「第二十九条—第三十一条」を第二十九条・第三十条に、「第六章 補則(第三十二条—第三十四条)」を「第六章 雑則(第三十二条—第三十三条)」に、「第三十五条—第三十七条」を「第三十四条—第三十六条」に改める。

第二条 第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項中「前」項を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第三条 第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

第四条 第二項を次のように改める。

公庫の資本金は、政府の出資金三千四十六

億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十二年法律第六百六十九号)第十条第一号の規定により同法第十一条第一項第一号に掲げる非補助小用地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

第六条中「又はこれに類する名称」を削る。  
第十二条中「總裁 副總裁 理事及び監事」を「役員」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
(役員の解任)

第十二条の二 主務大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違ったとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

5 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは第四号の規定により定めた短期借入金の借入額を上回ることは、當該最高額を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

6 総裁は、第二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 主務大臣は、公庫の副總裁又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき

は、總裁に対しその役員の解任を命ずることができる。

第十三条中「總裁、副總裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十七条の二を次のように改める。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)  
第十七条の二 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十八条第一項第八号中「資金の下に(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)」を加え、同条第一項中「第二号」を「第一号の七」に、「第五号の二」を「第一号の七、第五号の二」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公庫は、第一項に規定する業務のほか、第二十一条の規定により譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

第五项を削る。

第十八条の二第一項中「第一条第三項」を「第一条第二項」に改める。

第十八条の二第一項中「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

第十九条第一項中、「主務大臣の認可を受けて」を削り、「その他の」の下に「主務省令で定める」を加え、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に改める。

第二十条第一項中「定め、主務大臣に提出し、その」を「作成し、主務大臣の」に、「また同様を同様に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十一条第一項中「定め、主務大臣に提出し、その」を「作成し、主務大臣の」に、「また同様を同様に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十二条第一項中「債券」というを「債券の発行」とする。

第二十三条第一項中「公庫は、主務大臣の認可を受け、農林漁業金融公庫債券(以下この条及び次条において「債券」という)を発行する」とができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

5 主務大臣は、公庫の副總裁又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき

並びに当該四半期における第二十四条第四項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の「に、また同様を同様に改める。

第二十四条第一項中「借入」を「借入れ」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項中「附するを付する」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「外をほかに」に「借入」を「借り入れ」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項中「附するを付する」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「外をほかに」に「借入」を「借り入れ」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する農林漁業金融公庫債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十二条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回ることは、當該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受け、農林漁業金融公庫債券(以下この条及び次条において「債券」という)を発行する」とができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて「自」の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九条、第二百十一条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるものほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十四条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十団号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ。)に係る債務について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第一項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

第三十五条第一項に次の二号を加える。

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十五条第一項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならぬい。

第三十九条第一項中「主務大臣が」の下にこの法律の定めるところに従いを加え、同条第二項中「又は融通法」を削り、認めるときはの

下に「公庫からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき」を加える。

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「必要が」をこの法律を施行するため必要がに改め、同項ただし書中に「但し」をただしに改め、同条第二項中「証票」を「証明書」に改め、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項とする。

第三十二条を削る。

第三十三条の見出し中「譲受け」を「譲受け」に改め、同条中「貸付」を「貸付け」に「附隨する」を「付隨する」に改め、第六章中同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(解散)

第三十二条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十四条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条中「財務大臣」の下に「とし」を「主務省令」は、農林水産省令・財務省令を加え、同条を第二十三条规定とする。

第三十五条中「公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第二十一条第一項」を第二十条第一項に改め、「又は」の下に同項の規定によるを加え、「ときは、十万円」を場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、二十万円に改め、第七章中同条を第三十一条とする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第一の第二号から第二号まで、第二号(一)及び第四号(一)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率について

は、なお従前の例による。

第二条 同条を第三十五条とし、第二十七条を第三十六条とす。

附則第二十四条中「利率の欄中」の下に「年三分五厘」であるのは「年三分五厘以内で主務大臣」の定める利率と、を加える。

別表第一の第一号の(一)の次に次のように加える。

農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

年 五分 二十年

三年

別表第一の第一号(九)の貸付金の種類の欄中「資金」の下に「当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。」を加える。

別表第一の第一号の(一)の貸付金の種類の欄中「第一号の六」の下に「第一号の七」を加え、同号の利率の欄中及び第一号の七に改める。

別表第一の第一号の六(六)は、廃止する。

(白作農維持資金通法の廃止)

第一条 自作農維持資金通法(昭和三十一年法律第一百六十五号)は、廃止する。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の自作農維持資金通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金について

は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第七条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「長期借入金の限度額」の下に「農林漁業金融公庫にあつては借入金(農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第二十四条第四項の規定による短期借入金を除く)の限度額」を加え、同項第二号

第五项において「新法」という。第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法





五 農家負債の現状にかんがみ、農家に対して民事再生法の適用がある場合には、農林漁業金融公庫も農家の実情に応じて適切な対応をとること。

六 財投機関債の公募発行による資金の自己調達を行うに当たっては、農林漁業金融公庫の業務運営の一層の効率化を期するとともに、農林漁業者に対して一般の金融機関が融通することを困難とする長期かつ低利の資金を融通する同公庫の使命が損なわれることのないよう、十分に留意すること。

右決議する。

## 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

平成十三年三月十五日

提出者

農林水産委員長 堀込 征雄

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律  
平成十三年三月十五日

農林漁業金融公庫法(昭和二十九年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十三項中「平成十二年三月二十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、  
八十二号)第二条の規定による集約酪農地域又は生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第一百八十二号)第三条の規定による集約酪農地域等の区域若しくはに「区域内において牛乳の処理又は「区域(以下この項において「集約酪農地域等の区域」という。)内において牛乳の処理若しくはに「又は取得をする場合(当該区域を若しくは取得をする場合(集約酪農地域等の区域に、「同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第一条の四第三項において準用する同法第二条の三第二項の規定による協議が調つた酪農に関する事項を含む市町村計画)が作成された市町村の区域」を「集約酪農地域等の区域」に改め、「含む。」)の下に又は牛乳若しくは乳製品の

流通に必要な施設(主として集約酪農地域等の区域内において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設(集約酪農地域等の区域外において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設であつて、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が集約酪農地域等の区域内において生産される牛乳であるものを含む。)において処理された牛乳又は製造された乳製品を取り扱うものに限る。)の改良、造成若しくは取得をする場合を加え、「これをこれらに改める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長するとともに、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する長期低利の資金の融通に関する臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年三月十五日

提出者

農林水産委員長 堀込 征雄

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律  
平成十三年三月十五日

農林漁業金融公庫法(昭和二十九年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十三項中「平成十二年三月二十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、  
八十二号)第二条の規定による集約酪農地域又は生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第一百八十二号)第三条の規定による集約酪農地域等の区域若しくはに「区域内において牛乳の処理又は「区域(以下この項において「集約酪農地域等の区域」という。)内において牛乳の処理若しくはに「又は取得をする場合(当該区域を若しくは取得をする場合(集約酪農地域等の区域に、「同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第一条の四第三項において準用する同法第二条の三第二項の規定による協議が調つた酪農に関する事項を含む市町村計画)が作成された市町村の区域」を「集約酪農地域等の区域」に改め、「含む。」)の下に又は牛乳若しくは乳製品の

十二年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

## 附則第八条第一項中「平成十二年四月分」を「平成十三年四月分」に改め、同項の表中「五六八、四〇〇円」を「五六七、四〇〇円」に、「二九八、〇〇〇円」を「二九九、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第三条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十号)の一部を次のようによく正する。

附則第十三条第二項中「六万六千円」を「七万一千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「十四万二千二百円」を「十四万五千三百円」に改める。

附則第十五条第一項中「三十九万九千五百円」を「四十万一千円」に、「二十九万九千六百円」を「三十万五千五百円」に改め、同条第四項中「九万三千九百十円」を「九万六千二百十円」に改める。

附則第十五条第一項中「三十九万九千五百円」を「四十万一千円」に、「二十九万九千六百円」を「三十万五千五百円」に改め、同条第四項中「九万三千九百十円」を「九万六千二百十円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(傷病恩給の年額の改定)

右の議案を提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提

出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

第二条 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第一項(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)附則第二十二条第三項ただし書において準用する場合を含む。)又は改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十号)附則第十三条第三項の規定によって算出して得た年額に改定する。

第三条 恩給法等の一部を改正する法律案(扶助料等の年額の改定)

扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によって算出して得た年額に改定する。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十一号)の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第五条 傷病者遺族特別年金については、平成十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一条附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁判所が受給者の請求を待たずに行得た年額に改定する。

(職權改定)

最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行つ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、恩給受給者に対する待遇の改善を図るために、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部を引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 普通恩給等の最低保障額の増額

実在職年六年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成十三年四月分以降、それぞれ五十六万七千四百円、三十万九千円に引き上げること。







三 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)昭和六十一年改正法附則第二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)

四 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)昭和六十一年改正法附則第二条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

平成十三年十月一日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第三条第一項各号に掲げる給付(当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。)を受ける権利を有する者。

1 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者。

三 当該戦傷病者等の死亡後平成十二年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者。

第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円(戦傷病者等で恩給を受けた場合を除く。)」を、「十五万円(戦傷病者等で恩給を受けた場合を除く。)」とし、又は当該戦傷病者等の妻に対する特別給付金の額は、七万五千円とする。

### 理由

戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするもので、その要旨は次のことおりである。

1 戦傷病者・戦没者・遺族等援護法の一部改正

障害年金に係る扶養加給額、遺族年金等の額を、平成十三年四月分から次のとおり引き上げること。

(一) 遺族年金及び遺族給与金		現行	改正後
区分	分	現行	改正後
公勤務死	公務(重症)及び勤務関連(重症)	一、九五六、二〇〇円	一、九五九、二〇〇円
平病死	公務(軽症)及び勤務関連(軽症)	一、五五三、一〇〇円	一、五五六、一〇〇円
勤務死	勤務関連(軽症)	四九三、四〇円	四九八、三二〇円
公務傷病併発	勤務関連傷病併発	三九三、五〇円	三九七、八一〇円
併発死	勤務関連傷病併発	二七三、七一〇円	二七七、二二〇円
二			
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正			
(一) 平成五年四月一日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成十二年四月一日において恩給法による傷病困給等を受けたものに、特別給付金(額十五万円又は七万五千円、五年償還の国債)を支給すること。			
(二) 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に戦傷病者等である夫が平病死した場合に、その妻に特別給付金(額十五万円、五年償還の国債)を支給すること。			
この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。ただし、2は、同年十月一日から施行すること。			
二 議案の可決理由			
戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。			
三 本案施行に要する経費は、遺族年金等の額を			
平成十三年四月から平成十四年二月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下			

(一) 障害年金に係る扶養加給額	区 分 現 行 改 正 後
人までのとき 人につき	六六、〇〇〇円 七一、〇〇〇円

平成十三年二月十六日  
衆議院議長 厚生労働委員長 鈴木俊  
副議長 綿貫 民輔殿  
右  
国会に提出する。

平成十三年二月九日  
内閣総理大臣 森喜朗  
平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の額等の改定の特例に関する法律案

官 報 (号 外)

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く)の額	国民年金法第十六条の二	国民年金法第十六条の二	物価指数をいう。)に対する平成十二年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わない。	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百四号)による年金たる給付(付加年金を除く)の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二	物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わない。	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百四号)による年金たる給付(付加年金を除く)の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第二十四条	厚生年金保険法第二十四条	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第二十四条	厚生年金保険法第二十四条	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十七条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十七条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十七条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十七条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二	児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第二百三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二百三十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二百三十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二百三十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二百三十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二百三十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二百三十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項において準用する児童扶養手当法第五条の二	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項において準用する児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百十七号)による医療特別手当、特別手当(原子弹爆弾小頭症手当)、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二百六十六条において準用する同法第十六条ににおいて準用する児童扶養手当法第五条の二	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二百六十六条において準用する同法第十六条ににおいて準用する児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項において準用する児童扶養手当法第五条の二	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項において準用する児童扶養手当法第五条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。)にかかる指數(従前の総務庁において作成した全国消費者
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十一条の二	国家公務員共済組合法第七十一条の二	物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ	用し、又はこれらの規定による平成十年の年平均の物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わ

動に応じた改定の措置を講じないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書**

**議案の目的及び要旨**

本案は、現下の社会経済情勢に鑑み、平成十三年度における特例措置として、公的年金及び各種手当等の額を平成十二年度と同額に据え置くこととするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 平成十三年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、物価スライドによる年金の額等の改定の措置を講じないこと。
- 2 政府は、次期財政再計算までに、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額や物価スライド規定の在り方等について検討すること。
- 3 この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。

**二 議案の可決理由**

現下の社会経済情勢に鑑み、平成十三年度における特例措置として、公的年金及び各種手当等の額を平成十二年度と同額に据え置くことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

**三 本案施行に要する経費**

本案施行に要する経費は、平成十三年度において国庫負担額で約五百十四億円と見込まれている。

右報告する。

平成十三年二月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿 鈴木 俊一